

錦江町農業委員会10月定例会会議録

○ 開催日時 令和2年10月26日（月） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 出席委員（農業委員13人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席委員

委員11番 本釜委員

農地利用最適化推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木 まり子・山下 知幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第28号	農地法第3条許可申請について
議案第29号	農地法第4条許可申請について
議案第30号	農地法第5条許可申請について
議案第31号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

第4 協議事項

(1) あっせん申し出について

(2) 11月定例総会について

11月 日 ()

(3) その他

○会長	<p>皆さんこんにちは。朝晩は大部寒くて、昼間は暑くて、体の調整を整えるのに大変だと思いますが、皆さん風邪など引かないように頑張ってくださいますようお願いいたします。また、8月・9月に農業委員のユニフォームを作りましたが、今日は暑かったせいで半分ぐらいの方が着てらっしゃいますが、来月の総会からは全員着ていただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまより令和2年10月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本釜委員が欠席をされておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に5番鳥越委員と7番寺田委員を指名いたしますのでよろしくようお願いいたします。次に「会務報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明と報告をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは会務報告をさせていただきます。1ページを御覧いただきたいと思えます。</p> <p>10月1日、農業者年金加入推進特別研修会が鹿児島で行われまして出席したところでございます。</p> <p>続いて2日、南部指導農業士会、新規就農者指導訪問、並びに農地転用実務担当者研修会が開催されております。指導訪問のほうは錦江町と南大隅町の新規就農者に対しての指導でございます。農地転用の研修会のほうは鹿児島市内で行われたところでございます。</p> <p>5日、常設審議委員会が鹿児島市で開かれまして出席しております。</p> <p>続いて23日、現地調査、内容は4条と5条の転用に関する調査でございます。宿利原地区と田代地区を調査したところでございます。そして本日ですけれども10月の定例総会ということでございます。以上です。</p>
○会長	ただ今の会務報告について質疑ありませんか。
○委員	無し
	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは付議事項に入ります。議案第28号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは3ページを御覧いただきたいと思えます。今回の3条申請につきましては3件の申請があったところでございます。</p> <p>まず受付番号の5番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、京都の方でございます。申請地につきましてはお目通しいただきまして、6筆合わせて13,253㎡となっております。譲受人のほうは〇〇さん、鹿屋市の方でございます。</p> <p>続いて受付番号6番でございますが、譲渡人のほうが〇〇さん、西中郡自治会でございます。申請地につきましては田代麓字須崎682番地、地目は台帳・現況とも田でございます。地積については424㎡、譲受人につきましては〇〇さん、上原自治会の方でございます。</p>

	<p>続いて受付番号7番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、東中郡の方でございます。申請地につきましては田代麓字須崎 681 番地、地目につきましては、台帳・現況とともに田でございまして、地積が 188 m²となっております。譲受人は、6番と同じく〇〇さんでございます。事務局からの説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号5番について調査報告を畠中推進員お願いいたします。</p>
○畠中推進委員	<p>報告します。この案件は、叔父から甥に対しての贈与です。譲受人の〇〇さんは、〇〇に勤めておられ、休み等を利用して農業に従事しておられます。主に息子さんと母親で甘藷・生姜等を植え付けしておられます。問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。続いて、受付番号6番と7番について調査報告を鍋委員お願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>報告いたします。6番ですがこの案件は、6月と7月に渡り、斡旋に上がったものです。場所は、町民運動会等も実施されます、田代中央運動公園のすぐ近くで、東側テニスコート場がありますがそのフェンスの向こう側にあるところになり、譲受人の〇〇さんは会社勤めをしながら、兼業で農業されていますが、現実的には高齢の父親が米づくり、それから畜産で農業を頑張っておられます。今までも2枚とも耕作をされていたのですが、6番の〇〇さんのほうから買ってもらえないかというような、相談がなされたそうです。また、〇〇さんも機会があれば、手放してもよいというふうにご考慮されたようで、そこで仲介に入り、双方へ相談しましたところ、売買が成立をいたしました。今回のこの2枚目の土地は、2種農地でもあることから、何ら問題はないものと考えます。最後に価格ですが、畝の〇〇円ということで、6番のほうは〇〇円、7番のほうは〇〇円で成立しました。</p>
○会長	<p>ただいま2名の委員から報告は終わりましたが、質疑はありますか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>質疑なしと認めます。 これから議案第28号採決します。 お諮りします。議案第28号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。 したがって議案第28号については原案のとおり許可することに決定しました。 次に議案第29号「農地法第4条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは5ページを御覧いただきたいと思います。4条申請の受付番号5番でございます。申請者につきましては〇〇さん、西中郡の方でございます。</p>

	<p>申請地につきましては田代麓字釜牟田 446 の 1。地目については、台帳・現況とともに畑となっております。地積が 679 m²ということで、転用目的は植林ということで、その理由といたしまして、申請地は周囲が山林で生産性の低い農地のため杉を植えたい、追認ということでございます。位置図等につきましては、次のページ 6 ページから 7 ページ、8 ページで確認をしていただきたいと思います。農地の区分といたしましては農用地区域外となっております。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、鍋委員の調査報告をお願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>説明をいたします。10月の23日、午前9時45分ごろから、事務局2名の方と貫見委員の計4名で調査をいたしました。この案件の場所と理由ですが、先月の総会で、4条の転用ということで審議いただいた〇〇さんの娘〇〇さんの隣接地であります。地番の436の1が〇〇さんで、4というのが、先月の〇〇さんの分になりますが、昔はほぼ同じ土地だったのではと考えられ、現地もほとんど段差もなく、一部の畑のようであります。先月、境界を探すため航空写真と、現地を照らし合わせ確認作業をしていましたところ、〇〇さんの、出された杉が相当部分、〇〇さんの畑まで入り込んでいることが判明しました。現況の〇〇さんの畑は白樫の木が植わっているのですが、それは面積の半分にも満たず、残り部分は杉が植わっているという状態でした。このことから、事務局との調査の中で、〇〇さんの90歳近い年齢、イノシシ等による被害や白樫の木も、先々は山林化する恐れ、でもあるのではとの結論となりまして、先月に続き、〇〇さんにも転用の許可申請届け出の提出をお願いしまして本日こうして審議をしていただくものです。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の調査報告ありましたが、質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして議案第29号については原案のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第30号「農地法第5条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは5条の説明をさせていただきます。11ページを御覧いただきたいと思います。まず、受付番号11番でございますが、申請人は〇〇と〇〇さんでございます。申請にかかる土地は、神川字村ノ前7,117の1、地目につきましては台帳・現況ともに畑となっております。地籍が2,257 m²、転用目的は太陽光発電設備となっております。転用の理由としましては、申請人は大阪府に拠点を多く事業所で、太陽光発電事業拡大のため、発電設備を設置することでございます。図面等については、後ろのほうにつけてありますので確認をしていただきたいと思います。 次に受付番号12番ですけれども、〇〇と〇〇さんの申請でございます。申</p>

	<p>請地につきましては、田代川原字馬庭原の 677 番地でございます。地目につきましては台帳現況ともに畑となっております。地籍が 990 m²となっております。転用目的が資材置き場となっております。その理由といたしましては、申請人には、鵜戸野に拠点を置く事業所で、既存の製材所の資材置き場が不足しているため、申請地を資材置き場、資材としては丸太を使用するためとなっております。</p> <p>続いて 13 番でございますが、〇〇さんと〇〇さんの申請でございます。申請地につきましては、神川字住迫 5,508 の 6、地目につきましては、台帳・現況ともに畑となっております。地積が 3,014 m²でありまして、転用目的は、畜舎、農業用倉庫、資材置き場となっております。その理由といたしまして畜産業の大規模拡大のため、申請地に畜舎を建設し、また資材置き場を確保したいという内容でございます。場所等についても先ほどの続きで確認をしていただければと思います。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号 11 番については私から報告をさせていただきます。10 月 23 日、午前 9 時から局長事務局 2 人と、宿利原進さんと 4 人で調査をしました。15 ページを御覧になればわかるかと思いますが、これは宿利原共乾の上の畑だけでございます。この土地は、周りに、畑も何もなく、太陽光発電をするためには、いいんじゃないかという、願いがありました。〇〇さんが、全部で〇〇円で売るということで、決まりました。問題ないかと思われ。皆さんの審議をお願いいたします。</p> <p>次に、受付番号 12 番について貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>はい、報告いたします。10 月 23 日に、弓指委員、事務局と現地を確認いたしました。場所につきましては田代川原の田代石油の裏でございます。〇〇さんが製材所を経営されておられて、すぐ製材所の隣にありまして、その北側も住宅地になっておられて、その前に太陽光が設置されており、ほかの農地に何ら害を及ぼすような場所ではないと確認しました。何ら問題はないかと思っております。</p>
○会長	<p>次に、受付番号 13 番について徳永委員をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>8 月の総会で畜舎を建築するという前提での用途区分変更申請が出されまして許可された件です。名義変更等も完了しましたので今回の申請になったところ。売買価格は〇〇円です。</p>
○会長	<p>ただいま、11 番から 13 番について報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○貫見委員	<p>12 番の土地の価格は幾らでしたか。</p>
○事務局長	<p>〇〇円です</p>
○会長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑無しと認めます。</p>

	<p>これから議案第30号について採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第30号については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして議案第30号については原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第31号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>ここでお諮りします。資料のとおりこの議案は24筆の審議となっており、また、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、6回に分けて審議したいと思いますがご異議ありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第31号のうち受付番号258番から261番について説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは説明をいたします。まず258番でございますが、貸し人のほうが○さん、神川上自治会でございます。申請地につきましては、神川字下大牧5,960の1、地目は畑となっております。地籍につきましては、3,490㎡。貸付に関しましては令和2年11月1日から令和7年12月14日までで小作料金が○○円となっております。借り人のほうは○さん、笑喜自治会の方で新規の案件でございます。</p> <p>続いて259番ですけれども、貸し人のほうが○さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましては神川字西目7,302の4、地目が畑、地積が3,495㎡でございます。貸付に関しましては令和2年11月1日から令和5年12月14日までとなっており、小作料金は○○円でございます。借り人のほうは○さん、宿利原自治会の方で、新規の案件でございます。</p> <p>続いて261番ですけれども、貸し人が○さん福岡県の方でございます。申請地につきましては神川字河崎2,628の5、地目が田、地積が664㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金は○○円となっております。借り人のほうは○さん、神川新町の方でございます。継続案件でございます。</p> <p>次に261番、貸し人のほうが○さん、新田自治会の方でございます。申請地につきましては田代麓字長野4,491の3、地目が畑、地積が10,466㎡、貸し付けに関しましては令和2年11月1日から令和7年12月14日まで、小作料金が○○円。借り人は○さん、昇陽自治会の方でございます。新規の案件でございます。以上です。</p>
○会長	ただいま、説明がありました。受付番号258番と259番については私のほ

	<p>うで報告をいたします。</p> <p>〇〇さんですが、息子さんが生産牛を一緒にやっております。何ら問題はないかと思われま。</p> <p>次の 259 番は〇〇さんですが、〇〇さんと一緒に大根やカライモ・高菜を作っておりますが、今回から自分 1 人で作ってみようかということで、畑を借りて高菜を植えるということでもあります。何ら問題ないかと思ひます。</p> <p>続いて、受付番号 260 番については徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>今回継続するにあたり、〇〇さんから土地が荒れなければそれでいいということで〇〇円で利用権設定したところす。〇〇さんは他の場所も借りてきれいに耕作されておりますので何ら問題はないかと思っております。よろしくお願ひします。</p>
○会長	<p>続いて、受付番号 261 番について坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
○坂元委員	<p>はい。報告します。借り人の〇〇さんをご承知のとおり、今年の 3 月まで、〇〇として、〇〇の〇〇をされておりました。退職後の 4 月には、50 アールのシキミ畑を利用権設定によって耕作されるなど、枝物生産農家として頑張っておられます。この農地は、借り人の〇〇さんのお父さんが枝物を生産する方に貸して、借り人の方がシキミを植栽し管理しておりましたが、途中でリタイアされ放任状態になっていたものを、〇〇さんが管理することになり、〇〇在職中から手入れをされているもので、新たな耕作者としては何ら問題ないと思ひます。なおこの案件は、親子間の利用権設定でありまして、小作料は〇〇円となっています。以上です。</p>
○会長	<p>事務局並びに、担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第 31 号のうち受付番号 258 番から 261 番について採決をいたします。</p> <p>お諮りします。議案第 31 号のうち受付番号 258 番から 261 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして議案第 31 号のうち受付番号 258 番から 261 番については原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 31 号のうち受付番号 262 番から 267 番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは説明をさせていただきます。まず 262 番から 264 番、3 筆ございます。貸し人のほうが〇〇さん、福岡県の方でございます。3 筆ございますので詳細はお目通しいたしまして、3 筆あわせて 3,657 m²でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料</p>

	<p>金は〇〇円となっております。借り人のほうは〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。継続案件でございます。</p> <p>続いて 265 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましては田代麓字出口 2,902 番地、地目が田、地籍が 1,990 m² となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 11 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までで、小作料金は〇〇円でございます。借り人のほうは〇〇さん、下自治会の方でございます。継続案件でございます。</p> <p>続いて 266 番、貸し人のほうが〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては田代川原字早瀬ノ原 3,649 の 3、地目が畑、地積が 716 m² でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 11 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人が〇〇さん、早瀬自治会の方でございます。新規の案件でございます。</p> <p>続いて 267 番、貸し人が〇〇さん、大橋上の方でございます。申請地につきましては田代川原字袖山平原 2,733 の 2、地目が畑で、地積が 2,594 m² でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 11 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までで、小作料金が〇〇円。借り人のほうが〇〇さん、郷ノ原自治会の方で、新規の案件でございます。以上です。</p>
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 262 番から 264 番について水流推進員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	この土地は、〇〇さんのお父さんの代から作っておられまして、30 数年らい耕作しております。〇〇さんも綺麗に耕作しておりますので、何ら問題ないと思います。
○会長	続いて、受付番号 265 番について折小野推進員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	265 番ですが場所は、旧田代高校の前あたりで、川の向いになります。〇〇さんは連棟ハウスを設置されていて、いちご・野菜づくりに熱心に兄弟 3 人でやっておられます。畔払いから、よくされております。なんら問題ないと思いますので審議のほどよろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございました。つづいて受付番号 266 番と 267 番について弓指推進員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	<p>この 266 番の〇〇さんの分ですが、早瀬の上のほうで、この〇〇さんがずっと作っていらっしやって、今まで書類を作ってなかったということで新規になっていますが、そのまま、今までもずっと作っていらっしやいますので、何ら問題はないかと思ひます。</p> <p>それと 267 番の〇〇さんの分は、今、〇〇さんが、今までもずっと作って、いらっしやってこれからも、インゲンを作っていきたいということだったので、何も問題はないと思ひます。</p>
○会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑等はありませんか。

○委員	無し
○会長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第 31 号のうち、受付番号 262 番から 267 番について採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 31 号のうち、受付番号 262 番から 267 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして議案第 31 号のうち受付番号 262 番から 267 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第 31 号のうち、受付番号 268 番を審議いたしますが、農業委員会に関する法律第 31 条の、議事参与の制限により、公平な審議を行うため、貸し人借り人の関係である〇〇は退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 31 号のうち、受付番号 268 番について説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>268 番について説明をいたします。貸し人のほうが〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては、神川字岩ノ上 4, 271 番地、地目が畑で地積が 952 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日までで、小作料金が〇〇円。借り人は〇〇さん、皆倉自治会の方で、継続案件でございます。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、担当委員の徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>借り人の〇〇さんは〇〇で皆さんご存じの方です。場所は〇〇さんの牛舎の隣でして、その牛舎を通って入っていかなきゃならん場所ということで、〇〇さんがよく管理をされている場所です。何ら問題ないと思います。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告は終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第 37 号のうち受付番号 268 番について採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 31 号のうち受付番号 268 番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	無し
○会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして議案第 31 号のうち受付番号 268 番については、原案のとおり決定しました。ここで〇〇の入室を認めます。</p> <p>続いて、269 番から 271 番の説明をお願いいたします</p>
○事務局長	<p>それでは 269 番から 271 番について説明をさせていただきます。貸し人のほ</p>

	<p>うが〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。申請地につきましては3筆ございます。お目通しをお願いしたいと思います。3筆合わせて4,459㎡となっております。貸付に関しましては令和2年11月1日から令和12年12月14日までで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。新規の案件でございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、担当の鳥越委員の報告をお願いいたします。</p>
○鳥越医院	<p>はい。報告いたします。先ほどからありますけれども親子間でございます。〇〇さんのほうがもうずっと作られていて、今回国の事業の高収益事業の絡みで、今回の申請となりました。何ら問題はないかと思います。</p>
○会長	<p>ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。 これから議案第31号のうち受付番号269番から271番について採決いたします。 お諮りします。議案第31号のうち受付番号269番から271番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。 したがって議案第31号のうち受付番号269番から271番については原案のとおり決定しました。 続きまして議案第31号のうち受付番号272番から279番について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため、貸し人借り人の関係者である〇〇は退席をお願いいたします。 それでは、説明をお願いいたします。</p>

○事務局長	<p>それでは 272 番、273 番についてまず説明をさせていただきます。貸し人のほうが〇〇さん、川北自治会の方でございます。申請地は 2 筆ございますのでお目通しをお願いしまして、2 筆合わせて 5,040 m²となっております。貸し付けに関しましては、令和 2 年 10 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は 2 筆で〇〇円となっており、借り人は〇〇さん、安水自治会の方でございます。新規の案件でございます。</p> <p>続いて 274 番から 279 番について説明をいたします。貸し人のほうは〇〇さん、川南自治会の方でございます。申請地につきましては 6 筆ございますので詳細はお目通し願いたいと思います。6 筆合わせまして 9,985 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 10 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、安水自治会の方で、これも新規の案件でございます。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、畠中推進の報告をお願いいたします。</p>
○畠中推進委員	<p>報告します。272 番から 279 番の借り人の〇〇さんは皆様のご存じの方です。生大根、カライモを主に作付けしておられます。農地の利用状況もよく、また、意欲・能力もありますので、よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>ただいま説明と担当委員の報告がありましたが、質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第 31 号のうち受付番号 272 番から 279 番について採決をいたします。</p> <p>お諮りします。議案第 31 号のうち受付番号 272 番から 279 番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって議案第 31 号のうち受付番号 272 番から 279 番については原案のとおり決定しました。</p> <p>ここで先ほど退席した〇〇の入室を認めます。続いて議案第 31 号のうち受付番号 280 番から 281 番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは 29 ページを御覧いただきたいと思います。280 番でございますが、貸し人は〇〇さん、麓自治会の方でございます。申請地につきましては神川字西道原一 4,047 の 1、地目は畑、地籍が 5,001 m²でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで、小作料金は〇〇円、借り人が〇〇となっております。</p> <p>続いて 281 番ですが、貸し人が〇〇さん、瀬戸山自治会の方でございます。申請地につきましては、馬場字木場ノ上 939 番地、地目は田で、地積が 1,058 m²でございます。貸し付けに関しましては、令和 2 年 12 月 1 日から令和 12 年 11</p>

	月 30 日までで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇となっております。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。 これから議案第 31 号のうち受付番号 280 番から 281 番について採決をいたします。 お諮りします。議案第 31 号のうち受付番号 280 番から 281 番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。 したがいまして議案第 37 号のうち受付番号 280 番から 281 番については原案のとおり決定しました。 以上で令和 2 年 10 月の定例総会を終わりたいと思います。
○事務局長	姿勢を正してください。一同 礼

錦江町農業委員会会議規則第 2 3 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

5 番

7 番

議事録調整者 落司 毅